

農用地区域変更申請時の注意事項

※申請時に農地転用・開発許可の見込みがあることが条件です。

(申請前に農業委員会・都市整備課へ見込みの有無を相談してください)

※申請内容によっては変更できない場合がありますのでご注意ください。

※地域計画変更申出については、農用地区域変更申請を出せば不要です。

◆変更申請の受付について(締切りは年2回、3月末と9月末)

申請書はA3サイズで提出してください。

～申請書に添付する書類～※詳細は別紙チェックリストを参照

- ①申請地の位置図(土地の位置が客観的に把握できるもの)
- ② 〃 公 図⇒法務局で取得(オンライン不可)
- ③ 〃 全部事項証明書⇒法務局で取得(オンライン不可)
- ④隣地所有者承諾書(隣地が農地の場合のみ)
- ⑤土地所有者承諾書(申請者と土地所有者が異なる場合のみ)
- ⑥土地利用計画図(申請地の形状・面積・施設配置等が確認可能なもの)
- ⑦農用地区域変更申請に伴う都市整備課合議書
- ⑧その他(委任状等)

※委任状は様式任意、委任者の住所・氏名欄は委任者の自署必須

※変更手続きは、締切り時点(3月末と9月末)から開始となります。

締切りより早く出せばその分だけ手続きが早く進む、というものではありません。

◆変更完了までの期間について

締切りごとに、各申請の手続き(申請内容精査、関係機関との協議、現地の調査等)が同時に進行していきます。そのため、完了の目途については申請時点ではお答えできません。協議不調や異議申立等があった場合、12ヶ月程度の期間を要する可能性があります。

農用地区域変更の決定公告と同時に、正式に変更完了を郵送で通知します。また、完了までの目途が立った場合、あるいは手続きが上記より遅延する場合も通知します。

なお、決定公告後も各担当課で申請が必要になりますので、ご注意ください。

決定公告後

◎農地転用許可申請(市 農業委員会)

→約2ヶ月程度

◎開発許可申請(市 都市整備課)

→約1～2ヶ月

◎建築確認申請(県 建築指導課)

→県へ要確認

※農地転用許可と開発許可は同時許可となります。

詳しくは各担当課にお問い合わせください。